

第2節 調停と調停委員

福士 雅子

はじめに

私たちは日常生活の中で様々なトラブルに遭います。自分の力だけで解決できるものもあれば、決して自分ひとりの力ではどうしようもないことがあるのも事実です。例えば、離婚問題や借金問題などが挙げられます。「他人や世間に知られたくない、しかし司法の力を借りなければどうしようもない」「裁判のように長い期間を要し、お金がかかるのも困る」といった場合、裁判以外の方法で有効な解決策となる制度を、以下で述べたいと思います。

1. 調停

最初に、有効な手段の代表として、裁判に代替する紛争解決手段の調停が挙げられます。調停というとき、わが国に特徴的なのは、いわゆる司法調停が中心となっていることです。司法調停には、民事調停と家事調停とがありますが、いずれも裁判官一人と民間人二人から構成される調停委員会によって裁判所内で行われ、ここで調停が成立して調停調書が作成されることで、裁判上の和解と同一の効力、したがって確定判決と同一の効力が認められます。調停は、双方が話し合っても解決しそうにないときに、専門的知識や社会生活上の豊富な経験がある人を仲介にして歩み寄る機会をつくる場と考えられるでしょう。

2. 調停の手続き

家事調停では主に離婚問題、財産分与、子どもの監護に関するもの、遺産分割が取り扱われ、民事調停では主に債務整理、個人再生手続き、自己破産などが主に取り扱われます。調停は、案件の内容によって申立てをする裁判所が異なります。家事調停は、調停の相手の住所地を管轄する家庭裁判所、民事調停は調停の相手の住所地を管轄する簡易裁判所で、手数料は1件につき1200円と経済的です。その他に、相手方へ出席を通知する際の切手代などがかかりますが、調停自体に費用がかかることはありません。もちろん弁護士も必要ありません。平均審理回数は4、5回です。調停は訴訟と違って公開されない一方、相手方が出席しない場合や調停案に応じない場合は調停不成立などによって終了します（出頭勧告や5万円以下の制裁もあります）。そして、調停不成立、異議申し立てによる失効のときは、人事訴訟や家事審判の申立てをすることになります。しかし、調停が成立した場合、調停調書には確定判決と同一の効力があるので、強制執行が可能になります。

3. 調停委員

調停委員は非常勤裁判所職員であり、特別職の国家公務員として最高裁判所により任命

されて、常時裁判所に配置されています。その任命を受けられる資格は、①弁護士となる資格を有する者（法律専門家である弁護士、裁判官、検察官を退官した者、または大学教授など）、②民事もしくは家事の紛争の解決に有用専門的知識経験を有する者（不動産鑑定士、税理士、建築士、医師など）、③社会生活の上で豊富な知的経験を有する者（社会の各界におけるいわば長老のような人物）で人格識見の高い40歳以上70歳未満の者とされています。

4. 資料

最後に、県内の調停や調停委員に関する資料や実績を見てみます。

家事調停事件数(新受及び既済件数、事件数は概数)

	平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
	新受	既済								
青森家本庁	346	338	400	409	416	388	399	384	410	405
弘前支部	294	295	231	248	309	319	300	309	263	247
八戸支部	247	251	316	310	392	340	387	389	395	417
五所川原支部	118	115	113	114	130	142	113	103	104	104
十和田支部	192	201	216	199	227	202	225	249	190	185
むつ出張所	80	76	73	76	99	93	90	88	82	92
野辺地出張所	46	46	64	59	68	84	43	42	59	62

民事・家事調停委員 職業別員数

区分	職業別	民事調停委員 員数	家事調停委員 員数
	1	弁護士	9
2	医師	8	7
3	大学教授等	1	2
4	公務員	3	5
5	会社・団体の役員・ 理事	32	26
6	会社員・団体の職員	22	20
7	農林水産業	2	2
8	商業・製造業	4	3
9	宗教家	6	8
10	公認会計士・税理士・ 不動産鑑定士・ 土地家屋調査士	68	54

	司法書士等		
11	その他	14	15
12	無職	120	125
	合計	289	278

家事調停既済事件平均審理期間

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
青森家本庁	3.8	3.5	2.8	4.1	4.1
弘前支部	4.4	3.7	2.8	2.7	2
八戸支部	3.4	3.2	3.5	4.3	3.6
五所川原支部	3.6	3.3	3.2	2.4	3.3
十和田支部	2.5	1.9	2.7	2.9	2.9
むつ出張所	3.4	3.1	2.4	2.9	3.5
野辺地出張所	3.3	2.8	2.7	2.3	1.8

調停委員・司法委員・参与員

	青森	五所川原	弘前	八戸	十和田	むつ	野辺地	鱒ヶ沢	合計
民事調停委員	67	29	56	54	30	25	22	6	289
家事調停委員	59	36	52	54	30	25	22	0	278
司法委員	39	27	20	15	15	10	12	7	145
参与員	32	29	21	20	21	10	10	0	143

注

1 民事調停委員の各数値は、簡易裁判所に所属する者と地方裁判所に所属し、当該簡易裁判所が所在する支部を主な勤務裁判所とする者を合わせた数値である。

なお、複数の簡易裁判所に所属するなど複数の欄に該当しうる者については、事務を取り扱う機会の多い裁判所の欄に計上した。

2 司法委員は、地方裁判所があらかじめ選任した司法委員となるべき者（司法委員候補者）の中から、簡易裁判所により、事件ごとに指定される。内訳の数値は、主に指定を受ける簡易裁判所別の人数である。

3 参与員は、家庭裁判所があらかじめ選任した参与員となるべき者（参与員候補者）の中から、事件ごとに指定される。内訳の数値は、主に指定を受ける本庁・支部・出張所別の人数である。

以上を見ると、調停の受件数、平均審理期間ともばらつきがあるものの、全国的な平均審理期間よりは、青森県内の調停の方が期間が短く終了していると思われます。

おわりに

裁判は、問題解決の一方当事者間に大きなしこりを残し、必ずしも円満な解決で終わる

とは限りません。家庭の問題や、親族間のトラブルなどこれから先も何かしら関係が続く人達の間では、裁判による一刀両断は特に好ましくないと考えられます。さらに、調停委員は私たちにとっても裁判官よりも身近な存在であり、裁判では述べにくいことも調停では述べやすいこともあるでしょう。また、表の家事調停既済平均審理期間を見ると、最高でも4回程で終了することから、かなり早期に問題解決がなされていることがわかります。

これらの点から考えても、調停の活用が重要な役割を果たすのは明白です。離婚件数の増加や家族形態の多様化に伴い、調停の申立て件数もさらに増加すると考えられます。今日、裁判員制度の導入など市民の司法参加が求められていますが、今後、調停など裁判外紛争処理制度のより一層の充実も必要であると言えるでしょう。